

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	味日本株式会社
住所	広島県広島市南区皆実町1-10-8
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	その他の調味料製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：0949)
事業の概要	1926年(大正15年)に創立。日清食品(株)、協和発酵工業(現MCライフサイエンス)の経営参加を経て、総合調味料メーカーとして現在に至る。日清食品(株)の即席麺用スープ類を中心に、MCライフサイエンス(株)や大手NB企業の調味食品等の受託生産のほか、自社ブランド品の生産販売も行う。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

IS014000システムを主にした省エネルギー活動

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,008 t-CO ₂	3,967 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		3,967 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	前期間は生産形態に大きな変化があり、それがCO2削減に効果的であったが、今後、そのような理由による効果を期待すべきでないため、現実的な目標とした。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

照明設備更新時、LED照明に更新するとともに、空調機更新時は高効率機を導入し排出量の抑制を図る。また廃熱の利用にも取組み、蒸気ドレンの回収を行っていく。

- 令和1～3年 空調機を高効率機に更新
- 令和1～3年 LED照明への更新（蛍光灯 300本/年以上）
- 令和1～3年 圧縮空気の削減
- 令和1～3年 エネルギーの使用見える化による省エネ意識の向上

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

ISO14000の活動により、温室効果ガス抑制を図り、地球温暖化対策に取り組みます。

5 その他の取組

- ・エコ検定の取得
- ・技術課主体で省エネパトロールの推進
- ・蒸気、圧縮空気、上水漏れパトロール実施
- ・グリーン購入の推進
- ・廃棄物の削減、分別強化

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。